



加古川税務署
こかど たかし
署長 古角 隆志 さん

スマホ・パソコンでらくらく申告

STEP1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告の「国税庁ホームページ」へアクセス。コロナ禍でe-Taxでの申告に伴い、口座引落しによるダイレクト納付などの利用も増えてきました。昨年7月に着任された古角署長にお話を伺いました。

STEP2 申告書を送信

加古川勤務は2度目です

初勤務地が加古川でしたので懐かしくもあり、新しく幹線道路ができ整備された町を見ると新鮮でもあります。私は着任当初から職員に対して「部署・担当の垣根無く、署内ワンチームで仕事をしよう、そのために何でも言い合える雰囲気を作ろう」と言っています。税制改正など変化が多いなかで、正しい情報を共有し、円滑に業務を進められるよう職員には研鑽を積んでもらいたいと思っています。

是非e-Taxのご利用を

e-Taxの利用が年々増えていま

す。コロナ禍ということもありますが、e-Taxの使いやすさが広く認知されるようになってきたことも理由の一つだと思えます。e-Taxは①24時間いつでも送信でき、②添付書類と本人確認書類の提出が省略可能で、③申告会場に行く必要が無いので感染リスクを軽減できます。最近ではふるさと納税による「寄附金控除」を受けられたり、複数の勤務先から給与の支払いを受けられている方など、従業員の方が申告をされることが多くなってきました。その際、新型コロナウイルス感染症防止の観点からも確定申告会場にお越しいただくのではなくスマホ申告をおすすめしています。スマホ専用画面で見やすく、源泉徴収票もカメラで読み取るだけです。とても簡単で便利にご利用いただけます。事業主の皆様から従業員の皆様へご利用をすすめていただければと思います。

ダイレクト納付も便利です。e-Taxで申告書を送信された後、預貯金口座から即時、または納付日を指定して、口座引落しにより納付することができます。また所得税や消費税の申告書を毎年提出する個人事業主の方については、引落日に自動引き落としされる口座振替による納付も便利です。e-Tax申告と合わせると、一切足を運ぶことなく申告から納付まで済ませられますので是非ともご利用ください。

インボイス発行事業者の事前登録もネットですぐらく

令和5年10月からインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を交付するためには、登録申請を行い適格請求書発行事業者として登録を受けなければならず、これは昨年10月から登録申請を受け付けており、この申請もe-Taxでできますので、各事業所において判断のうえ申請してください。インボイス制度については今後も積極的に説明会などを開催していく予定です。何かわからないことがあればいつでもお問い合わせください。

税務署長から聞いた「税金よもやま話」

徳川幕府を開いた徳川家康の名前を知らない人はいないでしょうが、この家康が75歳でこの世を去った時の遺産額はどのくらいだったと思いますか。

記録によれば、金471箱、銀4,953箱、銀錢入りの行李55箱と伝えられており、総額では約200万両といわれています。

これを現在の価値に換算すれば、なんと5,000億円を超える遺産額になるといいます。

当時、相続税があれば、家康の相続人は大変な高額納税者だったことでしょうね。